

令和7年度 第3回人事委員会議事録

一 日 時 令和7年6月12日（木） 午前9時30分から10時まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 1 人事委員 | 委 員 長 | 中 本 久美子 | | | |
| | 委 員 | 細 田 耕 治 | | | |
| | 委 員 | 小 松 哲 也 | | | |
| 2 事務局職員 | 事 務 局 長 | 丸 山 真 治 | 次長兼給与課長 | 灘 尾 幸 三 | |
| | 任 用 課 長 | 湯ノ口 修 | 係 長 | 浅 田 瑞 生 | |
| | 係 長 | 河 崎 卓 哉 | 係 長 | 前 田 智 大 | |
| | 主 事 | 玉 谷 航 祐 | 主 事 | 蓮 佛 藍 子 | |
- ※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて執務室から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について
- 議案第2号 条例改正に対する本委員会の意見についての専決処分の承認について
- 議案第3号 人事委員会規則の一部改正について（組織改正関係）
- 議案第4号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定 短大卒業程度（保育士））の実施について
- 議案第5号 選考により採用する職に係る承認について（船舶乗組員）
- 議案第6号 選考により採用する職に係る承認について（医療技術職）

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議事は公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

県議会から求められた条例案に対する意見について、以下のとおり回答する。

1 条例案の名称

議案第4号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

2 条例の改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）の一部改正等に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業及び子育て部分休暇制度を拡充する措置を講ずる。

3 改正の概要

(1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- ア 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、一部の例外の場合を除き、1時間を単位として行うものとする。
- イ 第2号部分休業を請求することができる時間の範囲を、非常勤職員以外の職員にあつては77時間30分とし、非常勤職員にあつては当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とする。
- ウ その他条例で定めることとされた事項を定める。
- エ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

- ア 子育て部分休暇を取得することができる期間として、毎年4月1日から翌年3月31日までの間において、77時間30分の範囲内で1時間を単位として必要と認められる期間を選択できるものとする。
- イ 子育て部分休暇を、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間内において取得することを要しないものとする。
- ウ 任命権者は、職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置を講ずる場合には、当該職員に対して、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (ア) 出生時両立支援制度等その他の事項を知らせるための措置
 - (イ) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (ウ) 子の心身の状況等に起因して当該子の出生の日以後に発生等することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (エ) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

(2)に準じた改正を行う。

(4) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布の日とするイの一部に関する事項を除き、令和7年10月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

※現業職員の給与の種類及び基準に関する条例、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例は意見照会の対象外。

4 条例案に対する当委員会の判断(案)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業及び子育て部分休暇制度を拡充する措置を講ずるものであり、異議はない。

◇議案第2号

条例改正に対する本委員会の意見についての専決処分の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

県議会から求められた条例案に対する意見について、以下のとおり回答する。

1 条例案の名称

議案第17号 鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例

2 条例の改正理由

人口減少に歯止めをかけ「令和の改新」を実現していくため県庁内外を繋ぐ実効ある施策を推進するとともに、流動化する国際情勢や現下の物価高など地域経済・県民生活に影響を及ぼす喫緊の行政課題に機動的に対応する体制を整備するため、政策統轄総局及び政策統轄監を新設する。

3 改正の概要

(1) 鳥取県行政組織条例の一部改正

ア 政策統轄総局を置き、次の事務を所掌させる。

(ア) 県民生活に多大な影響を及ぼす喫緊の課題その他の県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項

(イ) 人口減少対策に関する事項

(ウ) 移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する事項

(エ) 県民の社会参加活動の推進に関する事項

イ 政策統轄総局を所掌させるとともに、各部局の総合調整を行い、喫緊の行政課題に機動的に対応するため、政策統轄監を置く。

ウ 政策統轄監は、地方公務員法第3条第3項第4号の規定に基づき指定する特別職とする。

エ 政策統轄監の定数は、1名とする。

オ 政策統轄監は、議会の同意を得て知事が任命する。

カ 政策統轄監の任期は、4年とする。

キ 統轄監を廃止する。

(2) 政策統轄監を設置することに伴い、その給与等を定める等次の条例について所要の改正を行う。

ア 知事等の退職手当に関する条例

イ 職員の退職手当に関する条例 ※意見照会の対象

ウ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

エ 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例

オ 鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例

カ 職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

4 施行期日等

(1) 施行期日は、規則で定める日とする3(1)キ及び(2)に関する事項を除き、公布の日とする。

(2) 鳥取県職員定数条例について、所要の規定の整備を行う。

※知事等の退職手当に関する条例、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例、鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例、職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例は意見照会の対象外。

5 条例案に対する当委員会の判断(案)

政策統轄監を設置することに伴い、所要の改正を行うものであり、異議はない。

◇議案第3号

人事委員会規則の一部改正について(組織改正関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

下記のとおり規則を改正する。

記

1 改正する規則の名称

- (1) 職員の職務の級の分類に関する規則（平成 18 年鳥取県人事委員会規則第 1 号）……………①
- (2) 管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年鳥取県人事委員会規則第 30 号）……………②
- (3) 管理職手当に関する規則（昭和 33 年鳥取県人事委員会規則第 22 号）……………③
- (4) 鳥取県職員の退職管理に関する規則（平成 28 年鳥取県人事委員会規則第 2 号）……………④

2 概 要

県の組織改正に伴い、関係規則について所要の改正を行う。

(1) 県の組織改正の概要

- 政策統轄総局を設置
- 統轄監を廃止し政策統轄監を設置（4 年任期・議会同意）

(2) 関係規則の改正の概要

組織、職の変更、新設、廃止に伴い、関係する規則についても規定の変更、追加、削除を行う。

○職員の職務の級の分類に関する規則……①

組織改正、職の改廃に伴い、職員の職務の級について、変更する。

- ・輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局 → 政策統轄総局
- ・「総局長」を新設、「統轄監」を廃止

○管理職員等の範囲を定める規則……②

- ・「総局長」を追加、「統轄監」を削除

○管理職手当に関する規則……③

- ・「総局長」を追加（2 種）、「統轄監」を削除（1 種）

○鳥取県職員の退職管理に関する規則……④

- ・「部長」を「部局長」に変更、「統轄監」を削除
- ・その他所要の改正

3 施行（適用）日

- 鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例の施行の日＝令和 7 年 6 月 13 日予定
- 統轄監の廃止に関する事項は、同条例附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日＝令和 7 年 7 月 11 日予定

【質疑等】

委 員：施行日が異なるのはどういう理由か。

事務局：政策統轄監の職自体は 6 月に設置するが、特別職である政策統轄監の任命は議会の承認が必要であり、統轄監の廃止を任期に合わせて 7 月に行うものである。

◇議案第 4 号

鳥取県職員採用試験（令和 8 年 4 月採用予定 短大卒業程度（保育士））の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

令和 8 年 4 月 1 日採用予定の標記の採用試験を下記のとおり実施する。

記

1 試験の概要

(1) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
-----	--------

保育士	3名程度
-----	------

(2) 受験資格

ア 年齢等

平成2年（1990年）4月2日以降に生まれた人

イ 資格

児童福祉法第18条の18第1項に規定する保育士の登録を受けた人又は令和8年5月31日までにこの登録を受ける見込みの人

ウ 国籍

日本国籍を有しない人は就労に制限のない在留資格を取得しているか、令和8年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

(3) 試験日程

受付期間		7月25日（金）～8月25日（月）（消印有効） （インターネット受付：7月25日（金）午前9時～8月25日（月）午後5時）
第1次試験	試験日	9月28日（日）
	試験会場	鳥取会場：鳥取県庁 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟
	試験種目	教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査
	合格者発表日	10月8日（水）（予定）
第2次試験	試験日	10月下旬のうち指定する1日
	試験会場	鳥取県庁
	試験種目	人物試験（集団討論及び個別面接）
	採用候補者発表日	10月下旬（予定）

※ 上記内容は、申込状況等により変更することがある。

※ 第1次試験で実施する作文試験の評価は第2次試験で行う。（第1次試験合格者のみ採点。）また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。（第1次試験合格者のみ判定。）

2 広報

以下のとおり積極的な広報を実施し受験者確保をはかる。

- ・受験案内を作成、県の機関等で配布
- ・ホームページ掲載
- ・SNS（LINE、X（旧Twitter）、Facebook）、メールマガジン
- ・資格取得可能な短大、大学へ送付等
- ・報道機関への資料提供
- ・関係機関に協力を要請 など

【質疑等】

委員：募集時期によって応募の状況が変わるのか。

事務局：前は大学で保育士免許を取得する方もいるので、早めに試験をすることでそういった方が申し込みやすくなるのではないかと思います募集したところであるが、実際には応募がなかった。

この時期が例年どおりなので、募集があるのではないかと考えている。

委員：例外的に試してみたが、応募がなかったということか。

事務局：大卒の方の応募があるかと考えていたが、今回はなかった。

◇議案第5号

選考により採用する職に係る承認について（船舶乗組員）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から下記のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

記

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
船舶乗組員 (航海士又は甲板員)	1名	船舶乗組員は、専門性の高い職種で競争試験による人員確保が困難であるところ、既に生じている欠員を補充する必要があるため。

2 採用予定日

令和8年4月1日

(ただし、任用候補者の資格取得状況等により、それ以前に採用する場合もあり得る。)

3 配属先及び職務内容

(1) 配属先 境港水産事務所、水産試験場又は栽培漁業センター

(2) 職務内容

○船上での操船及び見張り、無線通信

○船体及び航海機器の保守点検

○漁業取締又は調査・試験操業に係る漁労作業

○炊事など船内での生活に関わる業務

※業務によっては夜間における出勤や数日間海上に留まって調査活動を行う。

4 能力実証の方法

知事部局において選考試験を実施

(1) 受験資格

ア 年齢要件

昭和50年4月2日以降に生まれた人（50歳以下）

イ 資格・免許

次のいずれかの要件を満たす者

職種	資格・免許
船舶乗組員 (航海士)	船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条に規定する1級から6級までのいずれかの海技士（航海）及び電波法施行令第2条に規定する第1級海上特殊無線技士の免許を有する人又は令和8年4月1日までにこの免許を取得する見込みの人

船舶乗組員 (甲板員)	次の①～③のいずれかに該当する人 ①船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条に規定する1級から6級までのいずれかの海技士（航海）の免許を有する人又は令和8年4月1日までにこの免許を取得する見込みの人 ②船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条に規定する4級から6級までのいずれかの海技士（航海）の免許取得にあたり、国家試験の筆記試験のみ合格した人（令和8年3月31日までに行われる国家試験の筆記試験に合格する見込みの人を含む） ③登録船舶職員養成施設の課程を修了し、国家試験の筆記試験を免除された人（令和8年3月31日までに修了する見込みの人を含む） ※②及び③については、国家試験の筆記試験合格又は登録船舶職員養成施設の課程を修了した日から起算して10年を経過しない人とする。
----------------	--

（2）選定方法

- ・専門試験（専門的知識についての筆記試験、記述式3問）
※出題分野：航海、運用及び法規に関する科目
- ・適性検査（職務遂行に関する適性についての検査）
- ・人物試験（個別面接による専門知識、人物についての口述試験）

（3）試験実施スケジュール（予定）

6月12日（木） 募集開始
7月18日（金） 募集〆切
8月 3日（日） 試験日
8月20日（水） 合格発表

5 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

【質疑等】

委員：受験申込書にある「アピールポイント」と「自己PR」は何が違うのか。

事務局：「アピールポイント」は以前は「長所・短所」という欄だったが今回から変更された。「アピールポイント」は職務に関連のないものを記載し、「自己PR」は職務に関連付けて記載する欄となっている。

委員：分かりやすくしておいたほうがよいのではないかな。

◇議案第6号

選考により採用する職に係る承認について（医療技術職）について、湯ノ口任用課長が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県営病院事業管理者から下記のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

記

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
---------	--------	------

作業療法士	1 名	リハビリ業務拡大による需要の増加に対応するための補充
医療ソーシャルワーカー	1 名	定数増に伴う採用
診療放射線技師	1 名	自己都合退職の補充
臨床心理士	1 名	自己都合退職の補充

2 採用予定日

令和8年4月1日

※欠員等の状況によっては、それ以前に採用する場合もある。

3 選定方法

病院局において選考試験を実施

(1) 受験資格

ア 年齢要件（全職種共通）

昭和41年4月2日以降に生まれた者（59歳以下）

イ 資格・免許

職種	資格・免許
作業療法士	理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条に規定する作業療法士免許を有する者又は令和8年4月30日までに同免許を取得する見込みの者
医療ソーシャルワーカー	次のいずれかに該当する者 ア 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく社会福祉士の資格を有する者又は令和8年4月30日までに同資格を取得する見込みの者 イ 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所における医療ソーシャルワーカーとしての実務経験が令和8年3月31日満了時点で3年以上となる見込みの者
診療放射線技師	診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第3条に規定する診療放射線技師免許を有する者又は令和8年4月30日までに同免許を取得する見込みの者
臨床心理士	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が定める臨床心理士資格認定証の交付を受けている者又は令和8年4月30日までに同認定証の交付を受ける見込みの者

(2) 試験内容

専門試験（専門的知識及び思考力、表現力などの能力についての論文試験）及び面接試験（個別面接による人物、専門的知識についての口述試験）の成績により合格者を選考

(3) 試験実施スケジュール（予定）

6月13日（金） 募集開始

7月11日（金） 募集〆切

7月26日（土） 試験日

8月27日（水） 合格発表

4 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

【質疑等】

委員：医療ソーシャルワーカーは定数増に伴う採用とあるが、ニーズが増えているのか。

事務局：退院後の支援等のニーズが増えているのではないかと思います。

委員：高齢者や精神障がいの方などか。

事務局：高齢者が多いのではないかと思います。

六 次回人事委員会の開催

令和7年6月19日（木）午前10時00分から開催することとした。